

令和 7 年度

## 財政援助団体等監査報告書

〔 多摩市職員互助会  
所管部課 総務部人事課 〕

令和 7 年 11 月 19 日

多摩市監査委員



# 令和7年度財政援助団体等監査報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、令和7年度財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

令和7年11月19日

多摩市監査委員 小澤 満  
多摩市監査委員 橋本 由美子

## 第1 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

### 2 監査の対象

- (1) 名 称 多摩市職員互助会
- (2) 所管部課 多摩市総務部人事課
- (3) 所 在 地 多摩市関戸六丁目12番地1 多摩市役所内
- (4) 補助金の名称 多摩市職員互助会補助金
- (5) 補助金額 12,655,333円（令和6年度補助額、多摩市分）
- (6) 補助目的 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第42条、「多摩市職員互助会に関する条例」に基づき設置された多摩市職員互助会が実施する福利厚生事業に補助を行うことにより、職員相互の共済、保健、元気回復の推進を図る。

### 3 監査の範囲

令和6年度の事業のうち財政的援助に係る出納その他の事務執行について（ただし必要に応じて令和7年度分を含む。）

### 4 監査の期間

令和7年7月9日から令和7年11月18日まで

### 5 監査の着眼点及び評価項目

## (1) 財政援助団体

- ア 補助事業は、補助金の目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか
- イ 補助金に係る収支の会計経理及び財産の管理は適正に行われているか
- ウ 関係帳票類の整備、記帳は適正に行われているか。また、領収書等の証拠書類の整理、保存は適切か
- エ 実績報告書と決算に係る計算書類の金額等は符合しているか

## (2) 所管部課

- ア 補助金の決定が法令に適合しているか
- イ 補助金の交付目的、対象事業の内容は明確であるか
- ウ 補助金に関する条件の内容は明確かつ適正であるか
- エ 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続きが適正であるか
- オ 補助金の効果、条件の履行が実績報告書によりなされているか
- カ 補助金交付団体の指導監督が適切に行われているか
- キ 補助団体の事業計画書、予算書、実績報告書は符合しているか
- ク 補助金が補助対象事業以外に流用されていないか

## 6 監査の実施内容

監査の対象となった財務に関する事務の執行について、多摩市職員互助会、所管部課である総務部人事課から提出された資料、提示のあった関係書類等に基づいて、証憑突合、質問、その他必要と認めた監査手続きを実施した。

なお、監査にあたっては、多摩市監査基準に関する規程（令和2年4月1日監査規程第1号）に準拠して実施した。

## 第2 監査の結果及び意見

「多摩市職員互助会に関する条例」及び「多摩市職員互助会に関する条例施行規則」に基づき交付された多摩市職員互助会補助金について、多摩市職員互助会への財政的援助に係る出納、他の事務の執行状況、同団体に対する所管課の指導状況等の監査を実施した結果、財政的援助に係る出納、その他の補助金手続き等の事務の執行については、概ね適正に処理されているものと認められた。

しかしながら、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので、意見として下記に述べる。

## (1) 多摩市職員互助会（財政援助団体）

### ア 会員一人あたりの補助金単価について

多摩市職員互助会一般会計予算書では、市からの補助金について、会員一人当たりの単価を13,800円としていたが、市への補助金の申請では、市が予算積算した単価である14,800円と同額にしていた。予算計上にあたり、特段の理由がない限りは、市の予算と合うように積

算されたい。

#### イ 事務従事手当について

互助会事業の業務に従事した者に対して、事務従事手当を支給しているが、2時間従事した者に3時間分の事務従事手当を支払っていた。従事時間に基づき支払事務を適正に行われたい。

#### ウ 事務の実情に応じた規程等の改正について

多摩市職員互助会の文書取扱は、市の規程等を準用するとしているが、実情は職員互助会独自の取り扱いとなっていた。また、多摩市職員互助会予算事務規程に定める四半期ごとに区分した配当計画を作成していなかった。

平成30年度の監査でも意見を述べたところであるが、事務執行において、各種の規程と事務の実態に乖離が生じている原因を分析し、必要があれば、事務の実態に応じて規程を改めることも検討されたい。

### (2) 総務部人事課（財政援助団体所管課）

#### ア 補助金事務に関する文書管理について

「多摩市文書管理規程」では収入支出の証拠に関する文書の保存年限は10年と定めているが、多摩市職員互助会補助事業実施計画及び振り返りシートの保存年限を5年としていた。

また、多摩市職員互助会から提出された多摩市職員互助会補助金概算交付申請書及び多摩市職員互助会事業実績報告書を文書管理システムに記録していなかった。

同規程に基づく適正な処理を行うよう改められたい。

### (3) 多摩市職員互助会についての意見

多摩市職員の厚生福利等に関する事項について、地方公共団体としての実施義務を果たすために設置された多摩市職員互助会は、昭和52年以来、職員の親睦、スポーツ・レクリエーション、元気回復の事業を展開し、自治体の職場の活性化に一定の役割を果たしてきた。

新型コロナウィルス感染症の感染が拡大した令和2年から5類感染症に移行した令和5年5月までは、様々な場面で感染防止対策が徹底され、互助会活動においても令和2年度から4年度までの3年間は親睦事業を中止しなければならなかつた。令和5年度に親睦事業を再開し、ボッチャ大会を開催した。

令和6年度は、ボッチャ大会に加え、ボーリング大会も開催し、職員間の交流を深める機会を増やすとともに、満55歳を対象に実施していた人間ドック基本コースの全額補助に満50歳と満60歳を加え、インフルエンザ予防接種補助金を恒久化するなど、職員の健康に関する補助を充実した。

採用から10年未満の職員が半数以上を占めるまでになる一方、定年延長による在職年齢の引き上げもあり、多摩市職員互助会は、職員の意識やニーズが多様化するのに応じて、着実な事業運営が求められている。

今後とも、互助会設置の目的の実現に向け、事業を実施されたい。

今回の監査では、平成30年度に実施した前回の指摘事項を踏まえ、改善された事項がある一方、改善を要する事項があった。

多摩市職員互助会は、その財源を職員が負担する会費と市の補助金とでほぼ折半しており、財政援助団体として、市民の誤解を招くことのないよう、補助金の充当先の妥当性、事務処理の適正性に引き続き留意していただきたい。

### 第3 監査団体の概要（令和7年3月31日現在）

多摩市職員互助会の目的、事業、組織等は次のとおりである。

#### 1 目的

地方公務員法第42条に基づき、市職員の共済、保健、元気回復、その他福利厚生に関する事業を行うことを目的とする。

#### 2 事業内容

- (1) 納付事業（各種祝金等）
- (2) 補助事業（人間ドック補助、各部活動補助等）
- (3) 貸付事業（会員への資金貸付）
- (4) 福利厚生事業（親睦事業、民間福利厚生事業者への事業委託等）
- (5) (1)から(4)に規定するものほか必要な事業

#### 3 設立

昭和52年4月1日

#### 4 組織

- (1) 会員数
  - ア 正会員869名（多摩市856名、多摩市下水道事業13名）  
常勤職員、再任用職員、再雇用職員
  - イ 準会員483名（多摩市481名、多摩市下水道事業2名）  
会計年度任用職員のうち専門スタッフ（再雇用職員を除く）及び通年の補助スタッフ
- (2) 役員数等
  - ア 理事長1名（総務部に関する事務を所掌する副市長）
  - イ 常任理事2名（総務部長、職員組合の執行委員長）
  - ウ 理事6名（会員の中から理事長が選任。うち事務局長1名、職員組合の推薦3名）
  - エ 監事2名（会員の中から理事長が選任。うち職員組合の推薦1名）

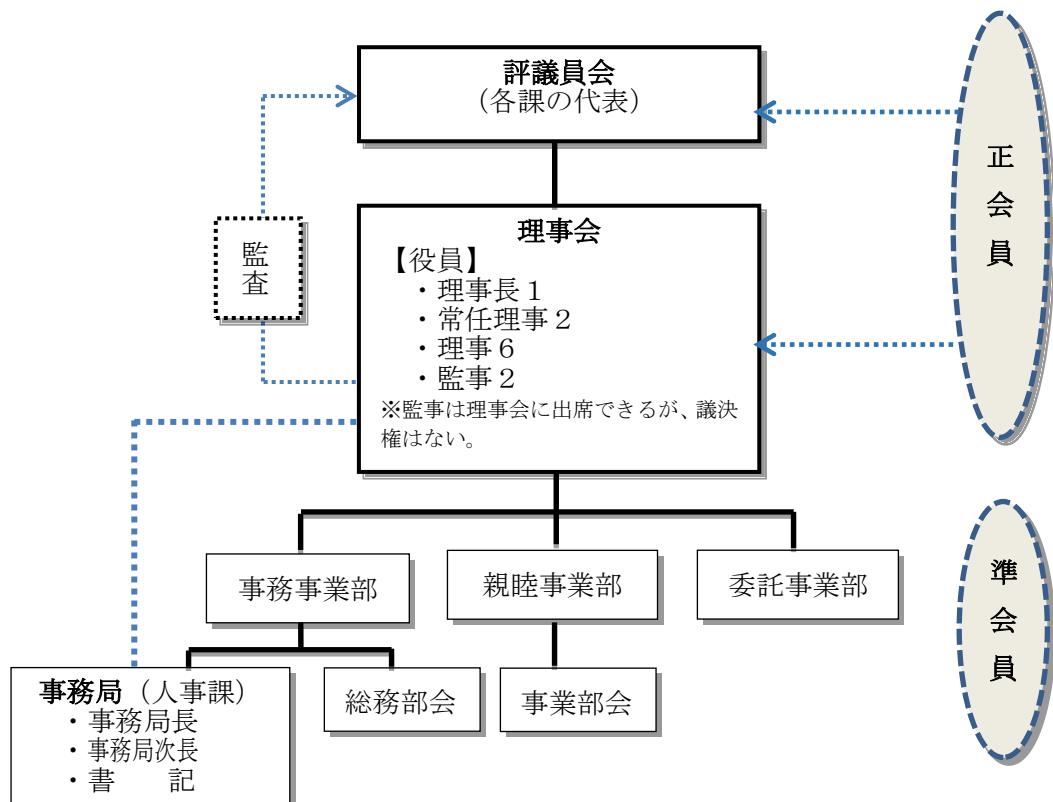
(3) 事務局

総務部人事課

(4) 事務局職員

- |                   |    |
|-------------------|----|
| ア 事務局長 (人事課長)     | 1名 |
| イ 事務局次長 (給与・厚生係長) | 1名 |
| ウ 書記 (非常勤職員)      | 1名 |

【多摩市職員互助会組織図】



(5) 機関等

ア 評議員会 (各課の代表 64名)

(ア) 予算の議決及び決算の認定

(イ) 規約の制定改廃

(ウ) 事業の基本的方針の議決

イ 理事会 (9名)

(ア) 評議員会に付議する事項の審議

(イ) 評議員会から委任された事項の審議

(ウ) 規程、要綱の制定改廃

(エ) その他特に重要な事項の審議

## 5 収支状況（令和6年度事業実績報告書より）

(1) 歳入決算額	34,799,915円
(2) 歳出決算額	29,619,703円

## 6 市との関係

市は、多摩市職員互助会に関する条例及び多摩市職員互助会に関する条例施行規則に基づき補助金を交付している。

令和6年度多摩市職員互助会補助金交付額	12,655,333円
(参考) 多摩市下水道事業職員互助会補助金交付額	247,004円

## 第4 監査団体に係る補助金事務手続きの状況

### 1 事業の実施について（令和6年度補助金交付申請等の事務手続）

交付申請日	令和 6年 5月 31日	(交付申請額 (多摩市分 (多摩市下水道事業分	13,142,400円 12,890,800円 251,600円)
交付決定日	令和 6年 5月 31日	(交付決定額	13,142,400円)
		＊多摩市下水道事業会計の交付決定日は令和6年6月11日	
交付請求日	令和 6年 6月 12日	(交付請求額	13,142,400円)
交付日	令和 6年 7月 1日	(収入額	13,142,400円)
実績報告日	令和 7年 3月 31日	(実績報告額 (多摩市分 (多摩市下水道事業分	12,902,337円 12,655,333円 247,004円)
補助金額確定日	令和 7年 3月 31日	(補助金確定額	12,902,337円)
補助金返還日	令和 7年 4月 25日	(返還額 (多摩市分 (多摩市下水道事業分	240,063円 235,467円 4,596円)

＊多摩市下水道事業会計の補助金返還日は令和7年4月22日

### 2 補助金の実績

令和6年度補助金の交付状況は、以下のとおりであった。

(単位：円)

	当初申請額	交付決定額	補助金額 (確定額)	差額	返還額
多摩市職員 互助会補助金	13,142,400	13,142,400	12,902,337	240,063	240,063

令和6年度多摩市職員互助会一般会計歳入歳出決算

【歳入】

(単位:円)

科 目	予算現額(A)	収入済額(B)	予算現額と 収入済額の比較 (B-A)
会費	12,420,000	12,902,337	482,337
会費	12,420,000	12,902,337	482,337
会費	12,420,000	12,902,337	482,337
補助金	12,420,000	12,902,337	482,337
市補助金	12,420,000	12,902,337	482,337
(市) 厚生費補助金	12,213,000	12,655,333	442,333
(下水道) 厚生費補助金	207,000	247,004	40,004
繰越金	3,812,000	3,812,506	506
繰越金	3,812,000	3,812,506	506
前年度繰越金	3,812,000	3,812,506	506
諸収入	5,093,000	5,182,735	89,735
諸収入	5,092,000	5,118,163	26,163
預金利子	1,000	7,963	6,963
事業収入	91,000	110,200	19,200
基金繰入金	5,000,000	5,000,000	0
雑入	1,000	64,572	63,572
雑入	1,000	64,572	63,572
歳入合計	33,745,000	34,799,915	1,054,915

【歳出】

(単位 : 円)

科 目	予算現額(A)	支出済額(B)	支出済額(B) の うち補助金 充当額	予算現額と 支出済額の比較 (A-B)
事務費	2,741,000	2,681,743	2,681,743	59,257
事務従事費	2,721,000	2,679,824	2,679,824	41,176
事務従事費	2,721,000	2,679,824	2,679,824	41,176
管理費	20,000	1,919	1,919	18,081
会議費	5,000	0	0	5,000
事務管理費	15,000	1,919	1,919	13,081
事業費	27,115,000	23,437,960	10,220,594	3,677,040
給付事業費	15,953,000	12,873,914	2,470,814	3,079,086
給付費	4,623,000	3,299,100	0	1,323,900
補助費	11,330,000	9,574,814	2,470,814	1,755,186
総務事業費	809,000	535,838	0	273,162
総務事業費	606,000	333,130	0	272,870
刊行費	203,000	202,708	0	292
親睦事業費	1,680,000	1,617,586	1,020,616	62,414
親睦事業費	1,680,000	1,617,586	1,020,616	62,414
委託事業費	8,673,000	8,410,622	6,729,164	262,378
委託料	8,673,000	8,410,622	6,729,164	262,378
諸支出金	3,502,000	3,500,000	0	2,000
諸支出金	2,000	0	0	2,000
諸支出金	1,000	0	0	1,000
基金繰出金	1,000	0	0	1,000
積立金	3,500,000	3,500,000	0	0
積立金	3,500,000	3,500,000	0	0
予備費	387,000	0	0	387,000
予備費	387,000	0	0	387,000
予備費	387,000	0	0	387,000
歳出合計	33,745,000	29,619,703	12,902,337	4,125,297

歳入歳出差引残高 5,180,212 円は翌年度へ繰り越す。